



議案20件、報告3件を審議

6月町議会定例会報告

6月5日から9日までを会期に開かれた令和2年第5回町議会定例会では、令和2年度補正予算など、町政において当面する重要な議案20件および報告3件が審議されました。町政の主要事項報告の内容および可決された議案は次のとおりです。

町政の主要事項 報告から

の配布を来週から順次進めていきます。

新型コロナウイルス感染症の 町の対応

感染症対策事業の進捗状況ですが、特別定額給付金事業については、6月4日現在、全体の9割を超える2507世帯の申請を受付し、2431世帯への給付が完了したところであり、引き続き、早期給付完了に向け取り組んでいきます。

さらに、休業や時間短縮営業にご協力いただいた企業、事業所等への経済支援事業などの申請受付を6月1日から開始するとともに、町内での消費喚起を図るための商品券

企業版ふるさと納税への取り組み

本町では、本制度活用に向けた地域再生計画を国に提出し、本年3月31日付けで認定、4月には企業からの寄付1件を受理しました。

西会津診療所における非常勤医師の採用

西会津診療所の内視鏡検査については、4月より会津医療センター消化器内科から毎月第1・第3・第5火曜日に医師を派遣してもらっています。6月からは喜多方市の医療法人佐原病院から、毎月

第2・第4水曜日に酒井一吉医師を派遣してもらえることになり、週一回の内視鏡検査体制を確保できました。

鳥獣被害の防止対策

昨年度と比較し大幅に増額した予算で電気柵の導入などの各種被害対策に取り組んでいるところです。イノシシを始めとする鳥獣被害の防止対策については、捕獲活動はもとより、電気柵の設置等による被害防止と、追い払いや集落周辺の環境整備等による出没抑制対策を、バランスよく組み合わせる取り組みを進めます。



可決された議案

- ◆ 固定資産評価審査委員会条例の一部改正 Ⅱ 行政手続き等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴う改正
- ◆ 町国民健康保険条例の一部改正 Ⅱ 国保加入者のうち被雇用者に対して、新型コロナウイルスに感染するなどして療養により労務に服せなかつた場合等の傷病手当金の支給に関する改正
- ◆ 町国民健康保険条例の一部改正 Ⅱ 地方税法の改正に伴う課税限度額の引き上げ等および国保加入者の負担軽減を図るための国保運営基金を活用した減税のための税率等の変更
- ◆ 町一般会計補正予算(第4次) Ⅱ 給食センターのポイラー更新費などの追加により2675万円を増額
- ◆ 町国民健康保険特別会計補正予算(第2次) Ⅱ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に係る傷病手当金を計上
- ◆ 財産の取得 Ⅱ 迅速で効率的な除雪作業を実施するため幹線道路除雪に適した除雪グレーダの新規購入
- ◆ 町農業委員会委員の選任への同意 Ⅱ 岩原稔さん(7町内)、江川政次さん(牧)、渡部定衛さん(萱本)、佐藤正光さん(下小島)、三留弘法さん(さゆりが丘)、江川新壽さん(上野尻)、星敬介さん(上野尻)、小原利道さん(宝川)、仲川久人さん(呼賀)、佐藤健一さん(橋立)、三瓶常夫さん(山浦)、矢部幸彦さん(宮野)の選任に同意
- ◆ 町長等の給与の特例に関する条例の制定 Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に伴う町内の厳しい経済情勢に鑑み、町長、副町長、教育長の給料を減額
- ◆ 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定 Ⅱ 新型コロナウイルス感染症に伴う町内の厳しい経済状況に伴う踏まえ、議員報酬を削減するための制定



今年度は平均で一人当たり3436円、一世帯当たり8393円の減税 国保税の税率を改正します

本年度の国民健康保険税（国保税）の税率が6月議会定例会で可決され、決定しました。町では、基金（預金）から減税財源を計画的に充当し、国保税の負担軽減を図っています。今月号では、その内容をお知らせします。

国民健康保険とは

国民健康保険は、加入する皆さんが病気やけがをしたとき、誰もが少ない負担で安心して医療を受けられるように定められた制度で、加入者同士が互いに助け合う相互扶助の精神で成り立っています。

町と県が協力して運営

国民健康保険は、国民皆保険制度の基盤となる仕組みですが、「高齢者の加入割合が高く、一人当たりの医療費が高い」「財政基盤が不安定」といった構造的な課題を抱えています。

この国民皆保険制度を将来にわたって守り続けるため、

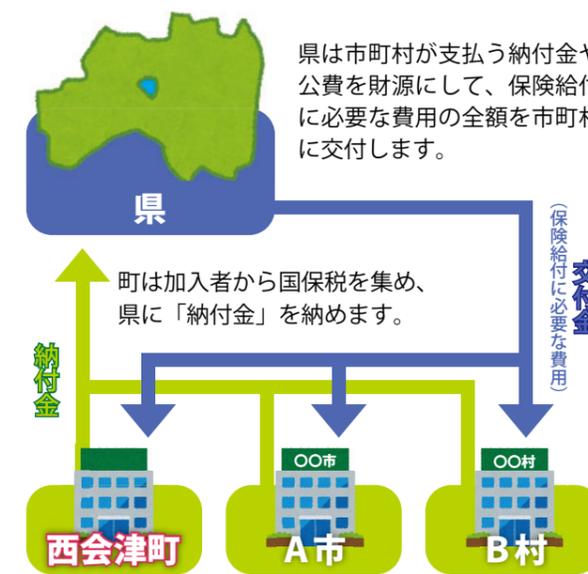
平成30年度から都道府県が市町村とともに国民健康保険の

保険者になり、協力して運営を担い、安定的な財政運営と効率的な事業を行っています（図表1を参照）。

県の役割

県は、市町村からの国保事業費納付金（以下、納付金）や国の補助金等を財源として保険給付に必要な費用を全

図表1 国保財政運営の役割分担



健康づくりに取り組みましょう！

引き上げになりますが、加入者の負担軽減を図るため基金（貯金）から減税財源として400万円を充当し、負担の軽減を図りました。今後も将来的な国保税の県統一化を見据え、計画的に基金を活用していきます。

後期高齢者支援金分Ⅱ75歳

以上の人が加入する後期高齢者医療の経費を国全体で賄うため、国保でも一定割合を負担しています。県が示した納付金を基に算定した結果、引き下げとなりました。

介護保険分Ⅱ40歳から64歳

までの国保加入者は、介護保険料を国保税として納めています。県が示した納付金を基に算定し、加入者数の減少などにより所得割は増額となりましたが、均等割と平等割は引き下げとなりました。

それぞれの区分で算定した結果、今年度は昨年と比較して、基金からの充当などにより、平均で1人当たり3436円、1世帯当たりは8393円の減額となりました（図表2を参照）。

国保の医療費の増加は、国保税額の引き上げにつながります（グラフ1参照）。町では医療費の増加を抑えるため、早期発見・早期治療に向け、各種健（検）診を実施しています。国保の特定健診は、1年に一度7300円相当の検査を無料で受けられ、自身の体の状態が確認できるチャンスです。また、生活習慣全般に対する健康意識の向上と健康づくりのため、家庭での血圧測定の実践化と「健康ポイント手帳」の取り組みをセットで推進しています。

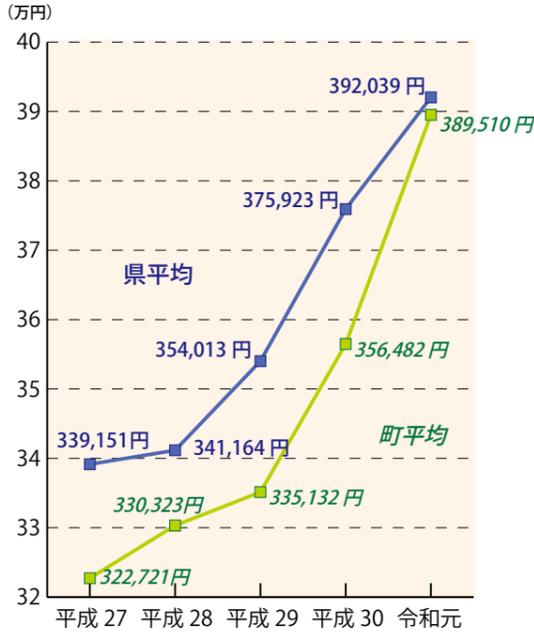
「自分の健康は自分で管理する」を意識して、楽しみながら健康増進に取り組みましょう。

保険証の更新

8月に国保および後期高齢者医療の保険証の一斉更新を行います。

新しい保険証は、7月末までに各世帯の世帯主（後期高齢者医療は本人）宛てに郵送されますので、お手元にある保険証の有効期限が切れましたら、同封の返信用封筒で郵送するか、町の健（検）診時などに返却をお願いします。

グラフ1 1人あたりの医療費の年度推移



図表2 令和2年度の税率と税額

※（ ）内は前年度比

区分	説明	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	全体の税額に占める割合
所得割	国保加入者の前年の所得に応じて計算	6.75% (+ 0.03%)	2.90% (- 0.01%)	2.84% (+ 0.08%)	49% (± 0%)
均等割	国保加入者一人当たりの負担額	22,400円 (- 600円)	9,600円 (- 400円)	11,100円 (- 500円)	35% (± 0%)
平等割	1世帯当たりの負担額	16,500円 (- 700円)	7,200円 (- 400円)	5,800円 (- 200円)	16% (± 0%)

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護保険分	計
1人当たりの平均負担額	54,901円 (- 1,833円)	23,414円 (- 890円)	26,857円 (- 713円)	105,172円 (- 3,436円)
1世帯当たりの平均負担額	84,484円 (- 4,896円)	36,030円 (- 2,259円)	30,561円 (- 1,238円)	151,075円 (- 8,393円)

〈問い合わせ先〉

(国保税に関すること) 町民税務課 税務係 ☎ 45-2212
(保険証に関すること) 健康増進課 国保係 ☎ 45-4532

額、各市町村に交付します。また、財政運営の責任主体となり、市町村事務の効率化を図るなど、中心的な役割を担っています。

町の役割

これまで通り、被保険者証（以下、保険証）の交付事務や保険給付などの申請・届出、国保税の課税・徴収、特定健診などの保健事業は、引き続き町役場で行っています。また、国保税などを財源に県へ納付金を納付します。

税率と税額の算定

国保税は、①国保加入者の医療費の状況によって決める「医療分」、②国全体の後期



高齢者医療制度の医療費の状況によって決める「後期高齢者支援金分」、③国全体の介護サービス費の状況で決める「介護保険分」の3つの区分で必要額を算定し、税率を決定します。

国保税必要額は、県が各市町村の医療費水準や所得水準等を考慮して決定する納付金などの歳出総額から、国が市町村に交付する補助金などを差し引いた金額となります。また、税額は、3つの区分ごとに所得割・均等割・平等割（世帯）割の3方式で算定されます。

国保税のあり方については、県が国保財政の運営主体となったことから、将来的には県統一に向けた検討が進められています。

本年度の税率と税額

医療分Ⅱ納付金や保健事業費等の支出費用から国保税の必要額を算出し、税率を算定します。加入者数の減少などにより、所得割は昨年度より



西会津町若者向け住宅（西会津町第3定住促進住宅） 9月完成予定

町では、「若者等の移住・定住の促進と人口の流出抑制」「町内企業等の安定した労働力の確保」「野沢まちなかの活性化」を目的に、旧野沢保育所跡地に、主に一人暮らし世帯向けアパートの整備を進めています。今後、ケーブルテレビや町ホームページなどを通じて入居者の募集を行います。

- ★所在地 西会津町野沢横町（旧野沢保育所跡地）
- ★構造等 軽量鉄骨造2階建て、2棟16戸
- ★家賃 38,000～40,000円（駐車場1台込）
- ★間取り 1LDK（40.20～40.44㎡）
※リビング・ダイニングキッチン約10帖＋寝室約6帖

使いやすい・きれい・安全～快適な居住空間を提供

立地

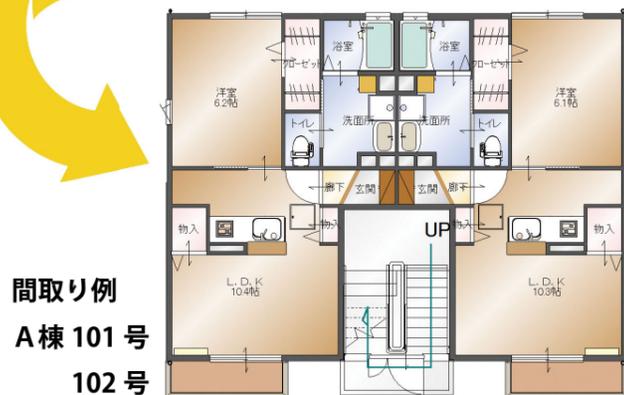
野沢まちなか（旧野沢保育所跡地）
役場まで徒歩3分
スーパーまで徒歩7分
西会津ICまで車で3分

設備

10帖を超えるLDK・対面キッチン
LED照明・省エネエアコン
クローゼット、室内物干し
シューズボックス
宅配ボックス・物置等

安心安全

玄関ドアは電子錠
録画機能付インターホン
自動火災報知設備
ホームセキュリティ（希望者）
蓄電池（各戸1.3kwh）



間取り例
A棟 101号
102号



間取り例
B棟 101号

〈問い合わせ先〉 企画情報課 ☎ 45-4536 ✉ kikaku@town.nishiaizu.fukushima.jp

町独自の新型コロナウイルス感染症予防対策 町民へマスクとハンドソープを配付

町では、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の一環として、町独自で16歳以上（今年度中に16歳になる方を含む）の町民の皆さんを対象とし、1人あたり25枚の不織布マスクと1枚の布マスクの配付を行いました。

4月に続き、第2弾のマスク配付となった今回は、5月26日から27日にかけて、町内各地区の集会所などに町職員が出向き、各世帯に事前に配られた引換券とマスクを交換する形で直接配付しました。引換券には、日常生活での心配ごとや、健康状態について記入する欄を設け、町保健師らが町民の皆さんから相談を受けたり、アドバイスをしたりしました。

また、6月3日からは自治区長を通して、町内全世帯を対象に、1世帯につき1本のハンドソープを配付しました。ハンドソープのラベルには、正しい手の洗い方が記載され、町民の皆さんに、手洗いの習慣化や、引き続き新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むよう呼び掛けました。



森野集会所を訪れた薄町長



配付されたハンドソープ

「地域とともにある学校づくり」に向けて 第1回西会津町学校運営協議会を開催

5月29日に、今年4月より設置された西会津町学校運営協議会の初めての会議が、西会津中学校多目的ホールで開催されました。

この日は、各学校の保護者や、地域住民の皆さん25名からなる委員に任命書が交付され、この中から長谷沼清吉さんが会長に選任されました。長谷沼会長は、「子どもたちは地域で知恵を出し合い育てるもの。それぞれの立場で意見を出して行ってほしい」とあいさつしました。

会議では、両学校長より今年度の学校運営方針などについて説明があり、その後、各部会に分かれて意見交換を行いました。



◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）とは

学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、法律に基づいた仕組みです。

ご支援ありがとうございます

JUKI 会津株式会社がマスクを寄贈

6月10日、JUKI 会津株式会社の鈴木将義社長が町教育委員会を訪れ、布製マスク 450 枚を寄贈しました。

今回寄贈された布製マスクは、JUKI 会津のグループ会社で製作したものです。マスクには「新型コロナウイルスに負けないよう、みんなで頑張りましょう」というメッセージが添えられ、西会津小学校・中学校の児童生徒に配布されました。



集落支援員と連携し、集落機能の維持を図る

新たな地域おこし協力隊が着任

6月15日、集落支援担当の地域おこし協力隊として新たに着任した池田潤さん（島根県出身）の辞令交付式が行われました。式では、薄町長が「町の集落活性化のため、新しい風を吹かせてもらいたと思います」とあいさつしました。

池田さんは、高齢化率の高い集落の見守りや、集落機能の維持を中心に活動していきます。町で活動する地域おこし協力隊は池田さんを含め、全員で 14 名になりました。



町長コラム

その 17



新型コロナウイルス感染症が全世界に猛威を振るい、日本においても首都圏を中心に全国的に拡大したが、ようやく落ち着きつつある。この間、緊急事態宣言が発令され、町民の皆さんには感染拡大防止のために、全ての公共施設の休館や、イベント・各種行事の中止、小中学校の休業および不要不急な外出の自粛など、大変なご不便をかけた。特段のご理解とご協力をいただき、町から一人も感染者が出なかったことに、衷心より感謝と御礼を申し上げる。また、感染症予防のためのマスクや消毒液が購入できない状況が続き、町民の皆さんも大変な苦勞をしたが、そんな中、町内の企業数社および町外の企業から、マスクや消毒液、体温計などをご寄附いただき、小中学生をはじめ、町民の皆さんにマスクやハ

ンドソープを配付することができた。このような大変な時に、温かい手を差し延べていただいたことに、心から感謝し御礼を申し上げる次第である。

5月14日、緊急事態宣言が解除され、さゆり公園などの公共施設の利用再開、道の駅やロータインなどの施設の営業が再開され、コロナから解放されてきた。通常の生活に戻るにはまだまだ時間が必要であるが、これからの時代は、ウイルスとの共存と新しい生活様式に変えていくことが求められており、一人一人の意識が重要になる。これまで同様、気を引き締めてまちづくりに邁進していくので、町民の皆さんのご協力をお願いしたい。

西会津町長 薄 友喜